



阿蘇市

かろてら

議会だより 第41号・第42号合併号

2016年8月発行 第1回定例会・第2回定例会



震災後の田植え風景

目次

- | | | | |
|------------------|---------|---------------|---------|
| ○平成28年熊本地震阿蘇市を襲う | P2 | ○市政を問う（一般質問） | P21～P27 |
| ○国土交通省道路復旧要望活動 | P3 | ○第2回定例会審議結果報告 | P28～P31 |
| ○第1回定例会審議結果報告 | P4～P9 | ○総務常任委員会報告 | P32～P33 |
| ○総務常任委員会報告 | P10～P12 | ○文教厚生常任委員会報告 | P34～P36 |
| ○文教厚生常任委員会報告 | P13～P15 | ○経済建設常任委員会報告 | P37～P39 |
| ○経済建設常任委員会報告 | P16～P20 | ○スポット探訪 | P40 |

平成28年熊本地震阿蘇市を襲う！

4月14日に震度5弱、16日には、震度6弱を記録し、その後も断続的な余震が続きました。熊本地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被災された皆様方には心からお見舞い申し上げます。

この地震により多方面に多くの被害がもたらされ、復旧復興には、多額の費用と長い年月が必要と思われまます。

市議会としましては、今、市民の方々が、必要とされるものを十分に精査し、執行部と共に一日も早く、元の暮らしを取り戻せるよう努力を重ねて参ります。皆様の市議会への更なるご支援とご協力をお願い致します。

阿蘇市議会



震災に関連した 市議会の主な動き

- 阿蘇市議会正副議長・
全委員長会議・・・4月21日
- 阿蘇市議会市内
被災箇所現地調査・・・4月22日
- 阿蘇市議会全員協議会・・・5月9日
- 県知事・県議会議長
地震災害緊急要望活動・・・5月11日
- 県知事被災地視察対応・・・5月21日
- 阿蘇市議会全員協議会・・・7月1日
- 国土交通省へ国道57号
道路復旧要望活動・・・7月14日

5月発行の「かるでら第41号」は、震災の影響のため、発行できませんでしたので、今回、第41号、第42号の合併号とさせていただきます。

議会広報特別委員会

国土交通省へ国道57号道路復旧要望活動

7月14日、阿蘇市議会により「熊本地震」において、復旧の目途のたたない国道57号に対し、現在、計画されている北側復旧ルートの早期実現と現道（国道57号）の早期復旧を求めるため、「国土交通省九州地方整備局（福岡市）」、「国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所（熊本市）」へ要望活動を行いました。



要望書を小平田局長へ提出

国土交通省九州地方整備局

【応対者】九州地方整備局長 小平田 浩 司
用地部長 松 田 英 雄
道路情報管理官 楠 本 敦
技術企画官 富ヶ原 隆 一



要望書を下田副所長へ提出

国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所

【応対者】副所長 下 田 寛
工務第三課長 津 田 昌 成

要望書に対し、九州地方整備局長より以下の見解をいただきました。（抜粋）

(1) 国道57号北側ルートの早期整備について

6月14日に事業化（閣議決定）、6月28日にルート明示し、意見を踏まえた上で、7月6日にルートを決定し公表しました。また、7月1日には「熊本地震災害対策推進本部」を設置し、早期整備を進めています。

(2) 現道（国道57号）の早期復旧について

国道57号については豊肥本線との一体的な復旧整備と考えている。北側ルート同様、可能な限りの早期復旧を進めます。

第1回定例会報告

平成28年第1回阿蘇市議会定例会が、3月4日から18日までの15日間開催されました。

専決処分の報告2件・承認1件、条例の制定3件・一部改正26件、平成27年度補正予算11件、平成28年度当初予算13件、議員発議3件、任命同意及び諮問2件、その他7件が審議され、審議の結果、議案等68件の内67件は可決等となり、議員提出1件については、不採択となりました。



第1回定例会風景（市長の施政方針）

条例改正（主なもの）

議案20号 | 阿蘇市温泉センター条例の一部改正について

阿蘇市温泉センター（夢の湯）事業検討委員会から提出された意見書に基づき使用料を改正するものです。入浴料の市内、市外の区分を廃止し、大人は400円に、子どもは200円となりました。回数券は11枚綴りから15枚綴りとなり、大人は4,000円に、子どもは2,000円となりました。（大人266円/枚・子ども133円/枚）



議案24号 | 阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について

統合となった小学校の施設を社会体育施設として開放するための条例改正です。旧小学校（坂梨、中通、古城、役犬原、尾ヶ石東部）のグラウンドの使用は無料となりますが、夜間照明施設を使用する場合は1時間当たり1,150円を支払わなければなりません。



平成28年度当初予算（主なもの）

一般会計予算

総額150億9,416万円を可決

歳入

市税 28億5,070万円

- 市民税 10億8,179万円
- 固定資産税 13億8,302万円
- 市たばこ税 2億2,226万円
- 軽自動車税 1億1,833万円

地方交付税 52億8,000万円

地方消費税交付金 5億9,690万円



内牧千丁線の接続予定地

歳出

老人ホーム上寿園費 3億2,009万円

- 養護老人ホーム建設費等補助金 3億2,000万円

児童運営費 15億7,421万円

- 各保育園への運営委託費他 12億1,229万円

農地費 6億1,675万円

- 阿蘇市幹線道路（広域農道）整備事業費他 5億6,671万円

道路新設改良費 3億1,881万円

- 道路新設改良工事（下西河原） 1億100万円
- 事業用地購入費（内牧千丁線） 2,100万円

橋梁費 1億4,900万円

- 橋梁維持工事 1億2,100万円

体育施設費 1億2,738万円

- アゼリア21管理委託料 . . . 4,932万円
- ♪ プール室上部壁面修繕工事 570万円
- ♪ 交流保健センター雨漏り修繕工事・680万円

病院事業会計予算

総額24億3,228万円

収入

- 病院事業収益
 - 医業収益 21億555万円
 - （入院収益 13億7,970万円）
 - （外来収益 6億6,825万円）
 - （その他 5,760万円）
 - 医業外収益 3億2,668万円

※一般会計繰入金根拠は公立病院として交付税算定額2億1千万円+建設債償還金の1/2

支出

- 医業費用 23億6,595万円
- 医業外費用 5,639万円

議員発議

発議第1号 「阿蘇市いこいの村」当初の協定書に基づく事業計画で早期再開を求める決議書

○反対討論…早期再開を望むことは地域の方、行政、我々も特に問題はない。

しかし、本館の状況が危険であるため、顧客への安全確保が難しいこと等から、当初の協定書に基づく早期再開を望むことの決議には反対をしたい。

○賛成討論…危険なまま再開するのではなく、その部分を加味したうえでの早期に再開する文面と思う。議会としての意思をはっきりさせ契約書どおりやれない原因を一緒に考えて対処するのかを含めて再開という事である。

以上のような、反対、賛成討論があり賛成少数で否決されました。



発議第2号 「養豚農場」建設計画の撤回を求める決議書

波野立塚地区への大型養豚場建設計画は、施設が完成すれば地下水の減少、水質汚染、悪臭問題等の発生が予想され、地元の反対決議や、近隣の坂梨地区区長会でも反対決議がなされ、市においても建設反対の意思表示を行っていただくことを求める決議書を全会一致で可決しました。



発議第3号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）

養育の力の低下や児童虐待の相談件数の増加に、政府は昨年児童虐待防止法対策プロジェクトを策定したが、一連の対策強化のための児童福祉法案等改正案の国会への提出を早期に行なう事や必要な施策の実施を求める意見書提出を全会一致で可決しました。



緊急動議 議員より動議が提出されました

熊日新聞の記事では「『阿蘇いこいの村』早期再開を求める決議書を賛成少数で否決」と掲載されていたが、発議第1号は当初の協定書に基づく事業計画で早期再開を求める決議書である。実現不可能な施設の再開には反対討論をしたが、いこいの村全体の早期再開は強く求めるものである。新聞記事に「当初の協定書に基づく」という文面が抜けており市民に誤解を招きかねないと思い議事録への記載を望む。

第1回定例会議案一覧

| 議案等番号 | 付議事件名 | 議決結果 |
|--------|--|------|
| 報告第1号 | 専決処分の報告について | 報告 |
| 報告第2号 | 専決処分の報告について | 報告 |
| 承認第1号 | 専決処分した阿蘇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について | 承認 |
| 議案第1号 | 阿蘇市行政不服審査手続等条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第2号 | 阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第3号 | 阿蘇市行政手続条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第4号 | 阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第5号 | 阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第6号 | 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第7号 | 阿蘇市分担金徴収条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第8号 | 阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第9号 | 阿蘇市部設置条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第10号 | 阿蘇市情報公開条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第11号 | 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第12号 | 阿蘇市消費生活センター条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第13号 | 阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第14号 | 阿蘇市放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第15号 | 阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第16号 | 阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第17号 | 阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第18号 | 阿蘇市東部高冷地域農業活性化推進協議会設置条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第19号 | 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第20号 | 阿蘇市温泉センター条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第21号 | 阿蘇市下水道条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第22号 | 阿蘇市立小・中学校設置条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第23号 | 阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第24号 | 阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第25号 | 阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について | 原案可決 |

| 議案等番号 | 付 議 事 件 名 | 議決結果 |
|----------|---|------|
| 議案第 26 号 | 阿蘇市体育館等条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第 27 号 | 阿蘇市立学校給食センター設置条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第 28 号 | 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第 29 号 | 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第 30 号 | 平成27年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第 31 号 | 平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第 32 号 | 平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第 33 号 | 平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第 34 号 | 平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第 35 号 | 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第 36 号 | 平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第 37 号 | 平成27年度阿蘇市水道事業会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第 38 号 | 平成27年度阿蘇市病院事業会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第 39 号 | 平成28年度阿蘇市一般会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 40 号 | 平成28年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 41 号 | 平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 42 号 | 平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 43 号 | 平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 44 号 | 平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 45 号 | 平成28年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 46 号 | 平成28年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 47 号 | 平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 48 号 | 平成28年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 49 号 | 平成28年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 50 号 | 平成28年度阿蘇市水道事業会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 51 号 | 平成28年度阿蘇市病院事業会計予算について | 原案可決 |
| 議案第 52 号 | 熊本広域行政不服審査会の共同設置について | 原案可決 |
| 議案第 53 号 | 熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について | 原案可決 |
| 議案第 54 号 | 阿蘇市総合計画の期間延長について | 原案可決 |
| 議案第 55 号 | 阿蘇市過疎地域自立促進計画の策定について | 原案可決 |
| 議案第 56 号 | 団体営土地改良事業の施行について | 原案可決 |

◎追加議案等

| 議案等番号 | 付 議 事 件 名 | 議決結果 |
|----------|--|------|
| 議案第 57 号 | 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について | 原案可決 |
| 議案第 58 号 | 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について | 原案可決 |
| 発議第 1 号 | 「阿蘇市いこいの村」当初の協定書に基づく事業計画で早期再開を求める決議書 | 否 決 |
| 発議第 2 号 | 「養豚農場」建設計画の撤回を求める決議書 | 可 決 |
| 発議第 3 号 | 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案） | 可 決 |
| 議案第 59 号 | 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第 60 号 | 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について | 原案可決 |
| 同意第 1 号 | 阿蘇市教育委員会委員の任命について | 同 意 |
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 適 任 |

以上、議案等61件（報告2件、承認1件、条例28件、予算23件、規約2件、その他5件）

議案等の賛否表（賛否が分かれた議案等の結果）

○：賛成 ●：反対 議：議長

| 議席番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 氏 名 | 立 石 昭 夫 | 竹 原 祐 一 | 岩 下 礼 治 | 谷 崎 利 浩 | 園 田 浩 文 | 菅 敏 徳 | 市 原 正 | 森 元 秀 一 | 河 崎 徳 雄 | 大 倉 幸 也 | 湯 浅 正 司 | 田 中 弘 子 | 五 嶋 義 行 | 高 宮 正 行 | 古 澤 國 義 | 阿 南 誠 藏 | 古 木 孝 宏 | 田 中 則 次 | 井 手 明 廣 | 藏 原 博 敏 |
| 議 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第 6 号 | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 議案第 19 号 | ○ | ● | ● | ● | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 議案第 20 号 | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 議案第 29 号 | ○ | ● | ● | ● | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 議案第 30 号 | ○ | ● | ● | ● | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 議案第 32 号 | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 議案第 38 号 | ○ | ● | ● | ● | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 議案第 39 号 | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 議案第 40 号 | ○ | ● | ● | ● | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 議案第 51 号 | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 議案第 52 号 | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 議案第 54 号 | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 |
| 発議第 1 号 | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ● | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | 議 |

※上記以外の議案は全会一致で可決しました。

総務常任委員長報告



総務常任委員長

湯浅正司

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第8号「阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」

委員より、「追加項目に『職員の人事評価の状況』とあるが、評価は誰がするのか。」「との質疑があり、人事係長より、「基本的に

は課長、部長、副市長が評価者となります。課長補佐以下は評価される側となり、課長の評価は部長、部長の評価は副市長が行うという形になります。」との答弁がありました。委員より「人を評価するということは難しいもので、評価者の個人的感情が絶対に入らないとは言いきれないと思うが、評価の項目等は定められているのか。」との質疑があり、総務課長より「人事評価につきましては、もちろん、評価者が評価を行います。まず、自己評価をし、評価者との面談のなかで、自分が頑張ってきたことを伝え、また評価者からみでの評価の内容も伝えながら、お互いに

コミュニケーションを図りつつ、組織の活性化を進め人材育成に繋げていくことを当面の目的としています。」との答弁がありました。委員より、「評価項目に関しては、詳細にわたって、個人的感情が入ることなく、誰もが納得できる評価になるような仕組みづくり

が重要である。」との意見がありました。審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号「平成28年度阿蘇市一般会計予算について」

税務課所管分

委員より「歳入のなかの『滞納繰越分』について、過去からの推移として増加傾向にあるのか。」との質疑が



るのか。」との質疑があり、収税係長より、「収税係で徴収の方でも努力しておりますので、その成果もあり、ここ数年、減少傾向にあります。滞納繰越分の21年度の収納率は11・86%、これに対し26年度の収納率は18・7%となっており。また、現年分の収納率ですが、21年度が96・31%に対し、26年度が97・74%と少しずつではあります。収納率は伸びてきております。」との答弁がありました。

また別の委員より、「歳入の中の入湯税は、前年とあまり変わりない見込みのようだが、中国や台湾等からの観光客は、著しく増加傾向にあるなか、それでは整合性が取れていないのではないか。入湯税に関しては、事業主の自主申告がゆえに、正確な申告がされているのかも疑問であるが。」との質疑があり、市民税係長より「たしかに観光統計の数字とは乖離している部分があると認識しております。ただ、阿蘇市の入湯税は、温泉がある旅館を対象としておりますが、観光統計では、温泉がない旅館の観光客数も含まれておりますので、当然、その差は出てくるものと思われ。しかしながら、委員が言われま

てもらいたい。また、収納率アップに関しては、年々、努力の成果が表れてきているというところで、私個人としても努力を認めたい。」との意見がありました。

総務課所管分

委員より「『災害対策費』のなかの阿蘇山上火口監視員に支払われる報酬についてだが、どこに委託しているのか。また、非常に危険な業務だが、この金額で妥当だと考えるか。」との質疑があり、

総務課長より「火口監視員2名については、本市が直接嘱託職員として雇用しており、市の職員2名と合計4名で、365日常時2名体制で監視業務にあたっております。金額につきましては、例規に規定する専門業務職員の報酬をお支払っています。」との答弁がありました。

別の委員より「行政側も、採用する際には雇用条件を十分理解してもらい、さらに納得されたうえで採用すること、また、民間委託の場合は、雇用先が行政ではなく民間であるため、その会社で雇われた方は、その会社の雇用条件に沿って業務を遂行していただくこと、そのあたりの認識が曖昧になると、嘱託職員の方に対しての行政側の対応は難しくなると思うが。」との意見があり、

総務課長より「委託に関しましては、仕様書のなかの契約の条件を詳細にわたって提示し、納得いただいたうえで入札に際していただくと。また、防災協のガス監視員についても、健康状態等を確認し、同じく、契約の条件を提示し、本人の了解を得た上で雇用契約を結んでいくような形を徹底するよう努めていきます。」との

答弁がありました。

別の委員より「私としては、非常に危険な場所であり、危険手当も不十分ということに疑問を持つ。先般の噴火の際も、観光客の誘導等で非常に活躍されたことだが、そういう危険ななかで仕事をしているということ踏まえ、今後、その辺りの予算措置を考えていく必要があるのではないか。」との意見がありました。

総務課長より、「現段階では、非常勤職員取扱要綱の規定に基づいて支払われておりますが、今後、阿蘇市以外の火山を有する地域の状況を確保するとともに、職務に応じた報酬として全体的な見直しも進めていかなければと考えます。」との答弁がありました。

別の委員より、「交通安全施設工事について、反射鏡や防護柵は、区長を通さないと取り付け等はできないのか。」との質疑があり、「防災交通係長より、「基本的には、個人からの要望は受け付けておらず、区長要望書にて受け付けております。」との答弁があり、

委員より、「以前、私が事故にあった箇所があるが、そこは急なカーブで、反射鏡が一つしかついておらず、二つないとどうしても見にくく危ないため、区長に要望したところ、一つついていないからいいのではないかと、なかなか納得してもらえず要望が通らない。そういう場合は個人で要望するしかないのではないか。」との意見があり、

防災対策室長より「基本は区長要望書での受け付けになります。ただ、そういう個人の方の意見も少なからずありますので、その場合は、こちらから区長の方

があつておりますので要望書を上げていただけないでしょうか」ということを、お話しさせていただくこともあります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「区長要望が原則だが、区長のなかにも交渉上手で熱心な方や、そのようなことが苦手な方など、いろんな方がいらっしゃると思う。区長要望がすべてだと、不平等な地域が出てくるので、そのあたりを考慮して事業展開を進めてもらいたい。」との意見があり、

総務課長より、「行政として、心配しますのは、各個人の要望をそれぞれに受けて



しまようと収拾がつかなくなるという事です。一つの基本としまして、地域のことであれば、区長さんを通して、地域の総意として要望をあげてもらおうこと、また、市民の方から直接お話をいただいたときは、私たちが現場を一度確認し、緊急性があり必要と判断するものであれば、こちらから区長の方へ、地元から要望があがっていることをお伝えして、区長要望をあげていただくというような形で進めさせていただいております。緊急性のある箇所から対応にあたっていきます。」との答弁がありました。

床数にしても過大であると考え。したがって、黒字でないといけないというわけではないが、1億から1億5千万円ぐらいの範囲だったなら、公立病院でもあり、賛成しなくてもはいけないと思うが、毎年5億円が繰り出されるとなると、企業努力を問われるというところで反対せざるを得ない。」との反対討論がありました。

別の委員からも「市民の命を守ること」が目的であり、現在、しっかりと形になってきていると思う。あとは、長い目で見ていかなないと、特に病院に関しては、短期間で黒字になるということは難しいと考える。高齢化社会になっている今、地域の中核病院として、市民の皆さんが安心して診てもらえるような環境づくりが必要であることから、この件に関しては賛成である。」との賛成討論がありました。

委員より、「延長についての異論はないが、市民の方から、『この総合計画そのものが見えない』、『こういうものを策定してもなにもならない』という意見を聞く。もう少し、市民の方々に対し、『こういうことをやっています』というように、きちんと示す部分を検討するべきではないか。」との意見がありました。

委員より、「延長についての異論はないが、市民の方から、『この総合計画そのものが見えない』、『こういうものを策定してもなにもならない』という意見を聞く。もう少し、市民の方々に対し、『こういうことをやっています』というように、きちんと示す部分を検討するべきではないか。」との意見がありました。

委員より、「総合計画の件もそうだが、なにか事業をやっていくうえで、市民の方々に、『こういう計画を基に行政運営をやっています』といったように、わかりやすく周知する必要がありますと考える。」との意見がありました。

委員より、「病院経営や運営に関してはいろいろ意見があると思うが、阿蘇医療センターには、公立病院としての役割があり、我々地域住民としても必要であることから、限られた財源のなかであればやむを得ないのではないかと。経営に関しては努力をするべきだが、繰り出し金については、決められた範囲の中であれば認めてやるべきだと考える。」との賛成討論があり、ま

議案第54号「阿蘇市総合計画の期間延長について」

議案第55号「阿蘇市過疎地域自立促進計画の策定について」

委員より、「延長についての異論はないが、市民の方から、『この総合計画そのものが見えない』、『こういうものを策定してもなにもならない』という意見を聞く。もう少し、市民の方々に対し、『こういうことをやっています』というように、きちんと示す部分を検討するべきではないか。」との意見がありました。

委員より、「総合計画の件もそうだが、なにか事業をやっていくうえで、市民の方々に、『こういう計画を基に行政運営をやっています』といったように、わかりやすく周知する必要がありますと考える。」との意見がありました。

委員より、「病院経営や運営に関してはいろいろ意見があると思うが、阿蘇医療センターには、公立病院としての役割があり、我々地域住民としても必要であることから、限られた財源のなかであればやむを得ないのではないかと。経営に関しては努力をするべきだが、繰り出し金については、決められた範囲の中であれば認めてやるべきだと考える。」との賛成討論があり、ま

文教厚生常任委員長報告



文教厚生常任委員長

古澤 國義

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第14号 「阿蘇市放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について」

委員より「改修時の放課後児童健全育成事業はどう対応するのか」と質疑があり、福祉課長より「補助金の関係で交付決定がある

までは改修工事ができませんので給食センターで活動してもらい、28年度途中に改修工事に入ったとき、学校の体育館の2階を使う予定でおります。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 「阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について」

委員より「夜間照明施設を利用しながらサッカーなどスポーツをしているが、借りる場合の届けはどこになるか。鍵の管理は。」という質疑があり、社

会体育係長より「グラウンド、体育館は社会体育施設になります。申し込みは学校については学校長の許可を受けた上、教育委員会で受け付けを行っていません。

各施設を借りる場合は、かぎの管理者を各地域にお願いしており、事前に申請書の施設控えの部分をかぎ管理者に持つて行ってかぎを借りるような手続きになります。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 「阿蘇市立学校給食センター設置条例の一部改正について」

委員より「一の宮給食センターがなくなるが、雇用されている人たちの配属先は。」という質疑があり、教育部長より「一の宮給食センターには正職員が8名・非常勤が2名いますが、うち男性の2名について

は、現業職場、調理師6名については、学校では、学校給食配膳員、保育園の調理師等への配属が予想されます。非常勤の2名は統合される阿蘇給食センターの民間事業所に雇用される予定で



阿蘇市立学校給食センター

す。」という答弁がありました。審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号 「平成28年度阿蘇市一般会計予算について」

教育課所管分

委員より「中学校教育振興費の中で、節の需用費、教職員教科書、指導書、指導教材等450万円の内訳を。」という質疑があり、審議員より「本年度は小学校の教科書が変わり、小学校の教員用の教科書、指導書、指導教材等を変えたところです。平成28年度においては、中学校の教科書が4年に1回の改訂が行われ、そのために教科書が改訂され、それに伴う教師用の教科書、指導書、指導教材の購入ということで450万円を計上しています。」という答弁がありました。

委員より「71回熊本県民体育祭の予算だが、平成27年度も317万円上がっていたが関係は。」という質疑があり、社会体育係長より「体育振興費の第71回熊本県民体育祭阿蘇大会実行委員会負担金について、平成27年度にも300万円ほど計上

し、県民体育祭の阿蘇大会の準備委員会が組織されており、阿蘇市から職員も派遣していますが、この準備委員会の事務費に阿蘇郡市7市町村の負担割合で支出しています。計上分は、県民体育祭の事務局費と事業費です。県民体育祭開催の審判員謝金とか会場使用料等を計上しております。この部分が総額5,000万円程度になります。市町村割合で、阿蘇市の部分が1,358万円となります。」という答弁がありました。

市民課所管分

委員より「衛生手数料の保健衛生手数料が125万円、犬の登録と狂犬病予防注射だと思いが、周知の徹底と現状は」という質疑があり、市民課長より「接種率ですが26年度は71・8%の接種率でしたが、27年度から集団接種以外に直接獣医師で個別接種を新たに始めました。3月まで

また、別の委員より「クラブ活動の九州大会、全国大会の補助金だが、九州大会で幾らなのか、全国大会で幾らなのか。」という質疑があり、学務係長より「クラブ活動の九州・全国大会に出場の助成については、小学校と中学校と計上してありますが、昨年度小学

を見込みますと74%程度になると思っております。接種率を上げより安全に皆さんが過ごしていただくよう、なお一層周知に努めます。」という答弁がありました。

また、別の委員より「個人番号カードの取得者ほどのくらいなのか。」という質疑があり、課長より「直近での数字として申請が1,784件で、そのうち、交付済みの件数は429件です。周知もしておりますが、2月、3月は毎週火曜日を午後7時まで。第2日曜日の午前中を時間延長して交付のほうに努めております。」という答弁がありました。

福祉課所管分

委員より「上寿園の今後のスケジュール・年金生活支援の臨時給付金の申請状況・宮地保育園の建設工程と市の関わり方について」という質疑があり、福祉課長より「養護老人ホームの建設にかかる今後のスケジュールですが、昨日、熊本県から1億6,000万円について補助決定通知が来ました。予定としては夏頃から建設着手になるのではと思っております。土地で要望があつた関係で交渉が若干遅れています。交渉次第となりますが夏ご

ろから建設着手し来年4月1日から運営を再開したいと思います。また、年金生活者支援の臨時給付金が、今回3万円の給付となりますのでかなり支給率は高くなると推測しています。平成27年度臨時福祉給付金として6,000円の給付で支給率80%程度になりました。さらに周知を徹底して受給に漏れがないような形で進めます。



改修が予定されている宮地保育園

宮地保育園については、135名の定員でいくことが決まりました。補助金額も変動します。面積は860平米で木造の平屋建てと聞いています。今後も懇切に指導し建設について事務を進めます。」という答弁がありました。また委員より「臨時給付金についてはそれぞれ地域において十分認識いただいて漏れの無いように。」という意

委員より「人権対策費の中で、運動団体補助金は今後も出すのか。」という質疑があり、人権啓発課長より「3団体6支部につい

人権啓発課所管分

委員より「人権対策費の中で、運動団体補助金は今後も出すのか。」という質疑があり、人権啓発課長より「3団体6支部につい

委員より「人権対策費の中で、運動団体補助金は今後も出すのか。」という質疑があり、人権啓発課長より「3団体6支部につい

委員より「人権対策費の中で、運動団体補助金は今後も出すのか。」という質疑があり、人権啓発課長より「3団体6支部につい

見がありました。

ほけん課所管分

委員より「現在の保健師の数と波野、内牧、一の宮と配置の状態は足りているのか」という質疑があり、課長補佐より「保健師については、合併当初は波野支所、内牧支所に常勤という形で1人ずつ配置していたが乳幼児健診等を一の宮の保健センターで実施しているので、全員を一の宮保健センターに配置して保健事業を実施しています。人数については、保健師資格を持つ者が10名ですが、職種によつては保健師としての現場の仕事ができづらくなっている部分もあり、通常業務として7名で実施しています。特定健診保健指導とか、医療費に直結する健康づくりなどの事業を進めており、近年の業務量の増に伴い職員

の負担感はかなり増していると思われま

す。」という答弁がありました。

また委員より「鹿児島

島の市で保健師さんを倍に増やして国民健康保険料を2割り軽減した、予防処置を進めていったら医療費を削減できる所以对策を強めていただきたいと思うが」という意見もありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」

委員より「歳入の部で国庫支出金が毎年減っているが原因は」という質疑があり、**国保年金係長**より「療養給付費負担金、これがまず金額的には大きいものになります。療養

給付費による負担金と後期高齢者支援金に対する負担金と介護納付金に対する負担金で、通常32%の定率の負担金ですが、基本的には、医療費が増えれば当然その分増えることとなります。逆に医療費が下がれば下がることにつながります。毎年減り続けているというわけではなく、今回減つたのは、歳出で医療費の削減と併せて計上していることによるものです。」という答弁がありました。

また、委員より「医療費を減らすための方策・考えは」という質疑があり、**課長**より「やはり、早期発見・早期治療に努めて、重

度化しないように早め早めに取り組みを行うということだと思いま

す。そのためには、市民の皆さんに健康意識を持っていただくことが大切で、ご自身の体調を把握していただき、

早めの治療につなげ、また介護予防との連携を進め健康づくりに努めるといった形で取り組んでいきたいと思つています。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号「平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」

委員より「歯科口腔検診事業受託とは。」と質疑があり、**ほけん課長**より「歯科口腔健診については、28年度からの新規事業として

県下全域で実施することになりました。阿蘇郡市の歯科医療機関に委託して個別検診で実施させていただきます。ちなみに自己負担は400円です。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号「平成28年度阿蘇市病院事業会計予算について」

委員より「やっと予算書らしくなってきたが、収益、実績というのが出てきて、前年度に比べて入院収益が1割増し、それに外来収益が3%増くらいになっている。病床数の問題、外来数の状況からして、目標はどのくらいなのか。」という質疑があり、**事務局**長より「平成27年度の補正予算に計上しました金額をベースに、平成28年度の目標値で算出した見込額を計上しています。平成27年度の決算は予算を下回る実績になると思われますが、平成28年度の予算については、現状の入

院患者数をベースに目標と期待値を含め、一人3万6,000円という診療単価を設定し、年間3万8,325人、1日あたり105人で算定しています。診療報酬請求につきましては、請求漏れや診療加算漏れが無い様小さなことを積み重ね、適正な医療の中で診療単価の引き上げを図りたいと思つています。経営改善に取組み、当初予算で計上した収益を確保できるように努力します。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託された案件についての報告です。

経済建設常任委員長報告



経済建設常任委員長

高宮 正行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第19号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」

委員より「料金値上げに関して、検討委員会などは開いたのか。どのようなにして値上げを決定したのか。また、占有率の車の大きさから見れば、旧料金のほ

うが妥当だと思うが、上げるなら全体的に上げたがよいのではないか。」という質疑があり、観光課長より「前の料金改定は、平成23年と25年に行われており、今回も、検討委員会の組織立てはやっておりません。山上の関係職員、観光課、その他関係するところでの協議により料金の改定で上程をしました。昨今はインバウンド関係でマイクロ等の利用が非常に多く、当然整備も含めた中で議論をしております。」という答弁がありました。

また別の委員より「マイクロバス、中型バス、ある程度乗車人数がいることから、これぐらいの値上げはいいのではないか。」という意見がありました。このような審議の後、討論がおこなわれ、委員より「条例の内容で、調査が不足していると思うことが一つ、阿蘇山の特別会計が今回の赤字は閉鎖により生じた赤字であり、料金が安いから赤字になっている内容ではない。もう一つは、阿蘇山の通行料をユースホステル、東阿蘇観光にしても、別のところに使っており、本来、道路維持など安全管理に使うための積立金ができない状況である。値上げよりも、そういったところも見直しながら、もう一度検討し直すべきだと思う。」との反対討論がありました。また別の委員より「阿蘇山は自然災害で爆発によ

り規制がおこなわれ、道路の破損部分などの修復に経費がかかることから、そういった経費を捻出する。自助努力の面からもやむを得ないと思う。」との賛成討論がありました。このため、挙手による採決を行った結果、賛成、反対と同数であったため、委員長が本案に対し採決を行い、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」

委員より「住民、利用者の方から、回数券を15枚から20枚に増やしてほしい、アゼリアや阿蘇の司のように年間パス券を導入してほしいとの意見もあり、市内と市外の区分と収支がはっきりしたあと、もう一度検討をしても



阿蘇市温泉センター「夢の湯」

らいたいと思うが。」という意見があり、まちづくり課長から「阿蘇管内、熊本市内の類似の温泉センターの比較を行い、回数券については今回改正案で15枚に設定しました。類似施設では、11枚、多くて13枚というところがあり、20枚については利用状況を踏まえ、その都度利用料金の改定も含め検討していきたいと思えます。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第39号 「平成28年度阿蘇市一般会計予算について」

建設課所管分

委員より「道路維持管理に関する予算と土木債について、維持管理に市債を組めないのか、目的に応じて市債は組むことができるのか。」という質疑があり、建設課長より「維持管理費は起債の対象となりません。ただし、防災安全施設ということ、社会資本整備交付金の対象となる工事について起債の対象になります。」という答弁がありました。

また別の委員より「水力発電施設周辺整備は電源三法交付金だと思いが、もっと要求して予算が取れないのか。」という質疑があり、建設課長より「電源三法交付金は時限立法であり、要望どおり

交付金が支払われるわけではなく、枠が決まっており阿蘇市は年間440万円と決まっておりますので、予算の範囲内で執行しています。」という答弁がありました。

別の委員より「黒川河川工事が行われている内牧地区について、護岸は大体できています。黒川河川の水位が上がると逆流により、温泉病院の裏、親和苑あたりの河川の水がはけなくなる。何か改修工事の計画はあるのか。」という質疑があり、建設課長より「宝泉川については、黒川河道改修によりバックウォーターの改善がされると県から話があつており、今後状況を見ながら検討をしたいと思えます。」という答弁がありました。

また別の委員より「浄化槽関係の補助金は、上限幾

らなのか、また、寄附金のふるさと納税の入金はどうなっているのか。草原再生事業補助金に100万円とあるが、1箇所に100万円の補助を出すのか、農政課の草原再生採草

促進事業との違いは何か。」という質疑があり、住環境課長より「合併浄化槽の補助は、交付要綱に従い面積の規模により5人槽、33万2,000円、7人槽、41万4,000円、

10人槽、54万8,000円となっています。また、阿蘇市にはふるさと納税の受け入れ枠がありませぬので、寄付される方に「阿蘇市ASO環境共生基金」の目的に賛同を得まして、寄附をふるさと納税と同じ制度の適用としまして、受け入れております。」阿蘇市ASO共生環境基金」として、阿蘇の自然環境の保全、整備、後世に自然を引き継ぐことを目的として、それに特化した事業に使用しています。基金自体は、今まで5,000万円以上となつており、事業に活用した額を差し引き現在、3,500万円程度の残となつております。」という説明があり、また、都市環境係長より「草原再生の100万円の補助金は、平成25年に西湯浦地区で、手入れがされていない原野の野焼きを再開する計画があ

り、平成26年度からこの補助を活用して野焼きを実施しています。1カ所当たり2分の1の50万円を上限で補助をしており、ほかに候補が出てきた場合に対応するために、2箇所分の100万円計上しております。」という答弁がありました。

委員より「環境共生ばかりじゃなく、ふるさと納税の取り扱いについて関係機関と検討していただきたい。」という意見がありました。

委員より「農業委員は公選制がなくなつた場合、定数はどうなるのか、また、農業者年金の加入促進活動費では農協との連携はどのようにしているのか、27年度の実績はどうなっているのか。」という質疑があり、農業委員会事務局長より「委員会法が今年の4

道

の駅



道の駅「阿蘇」

農政課の草原再生採草促進事業との違いは何か。」という質疑があり、住環境課長より「合併浄化槽の補助は、交付要綱に従い面積の規模により5人槽、33万2,000円、7人槽、41万4,000円、10人槽、54万8,000円となっています。また、阿蘇市にはふるさと納税の受け入れ枠がありませぬので、寄付される方に「阿蘇市ASO環境共生基金」の目的に賛同を得まして、寄附をふるさと納税と同じ制度の適用としまして、受け入れております。」阿蘇市ASO共生環境基金」として、阿蘇の自然環境の保全、整備、後世に自然を引き継ぐことを目的として、それに特化した事業に使用しています。基金自体は、今まで5,000万円以上となつており、事業に活用した額を差し引き現在、3,500万円程度の残となつております。」という説明があり、また、都市環境係長より「草原再生の100万円の補助金は、平成25年に西湯浦地区で、手入れがされていない原野の野焼きを再開する計画があ



運休中の仙酔峡ロープウェイ

月1日から改正され、光開発に関する内容で、農業委員の改選が来年7月19日となりますが、現在37名が19名になります。

観光課所管分

委員より「東阿蘇観

観光課長より「合併前の一の宮町のときの債

務であり、37年までの債務の償還です。平成22年の償還について、当時の経済常任委員会、全協で説明をしていると聞いています。阿蘇市だけがなぜ第三セクターの補償をしなればいけないのかについては、顧問弁護士と相談の中で、第三セクターであるので、当然、債務保証をするときにほかの出資者に求めるのが当然ですが、そのときは大和索道が補償という形で入っておりますが、大和索道そのものが、登記簿はありますが、会社としての機能も有しておらず、債務能力がなく、市が必然的に債務をせざるを得ない状況になったと聞いております。

「結局、原因は契約時に大和索道がどういった会社なのか調査がきちんとできなかったところにあるということですか。」という質疑があり、**経済部長**より「一の宮町時代から動いており、もともと九州産交が行っていた中で、運輸省からの指摘で索道の張り替えが必要になったと聞いており、借り入れする中で、一の宮町、九州産交と大和索道の3社での第三セクターであり、九州産交は再生団体といえますか、保証人になれなかった部分で、大和索道が借りたようになり、連帯保証の形で町が入ったという形です。大和索道そのものに支払い能力がなかったために、市が払うことになったものです。」という答弁がありました。

別の委員より「然の事業については、費用対効果の見方について、見解の相違もあるが、然あたりは企業、人づくりは大事だろうと思っている。しかし、然の金の使い方が。阿蘇の観光の誘致は、人と食べ物を目当てにも来ます。しかし、阿蘇の観光振興については、旅行会社の添乗員、外国の添乗員にも聞きませんが、阿蘇の良さは、阿蘇という名前と自然景観だということもある。然のあたりも観光振興のためにも、自然とか景観整備あたりの予算にも使っていた。」「という意見がありました。

別の委員より「道の駅阿蘇利用検討委員会があり、年2回行われているがどのような内容なのか。どのように生かされているか、委員は何人でどのような人がなっているのか。」という質疑があり、**まちづくり課長補佐**より「道の駅阿蘇のエリアの検討を行い、道の駅阿蘇から周辺地域まで波及効果を及ぼすような取り組みを検討しております。委員は、18名です。」という答弁がありました。

農政課所管分

委員より「多面的機能の補助金について土地改良とどう違うのか。どういう資金の流れになっているか。」という質疑があり、**農政課長**より「多面的機能については、各活動組織に交付されますが、それぞれの活動組織では、会計管理が不十分であ

まちづくり課所管分

委員より「いこいの村の積立金があるが、この積立金は現在どのぐらい積み立てがあるのか。」という質疑があり、**まちづくり課長**より「27年度、今年度末で1,075万7,000円です。」とい

り、統一した事業展開を行うためにも、農地については、各土地改良区が事務局となり、又草原については、野焼きボランティアをはじめとする各種事業を行っているグリーンストックに事務局を依頼しているグリーンストックに事務局を依頼しています。」という答弁がありました。

別の委員より「草原は、民間団体であるが法人で草原再生など、野焼きに詳しいし会計的にも強いから、そこを選んでいるということなのか。」という質疑があり、農政課長より「草原の維持保全については、ボランティア活動が重要視され、安全面の確保、支援が必要となっています。また、一方では、草原募金など資金の確保が厳しいことから、この交付金を受けることになった経緯があります。阿蘇市の草原はボランティアなしには野焼きはできない状況の中で、

各種活動を行っているグリーンストックが事務局になることは、最善の方法だと思えます。」という答弁がありました。

また別の委員より「幹線道路の成川の橋の架け替えについては。」という質疑があり、農政課長より「広域農道について当初の計画では、平成28年度を最終年度とし、1期と2期に分け計画していましたが、災害等もあり31年3月までが最終年度となっております。計画期間での事業実施では10%の負担ですが、後で行う場合市単独での高額な費用になりますので、できる限り期間の中でやりたいと思っています。」という答弁がありました。また別の委員より「家畜導入の補助金について、TPP絡みとかあるが農政課は牛に対してどういう将来的な展望を持って

いるのか。」という質疑があり、農政課長より「畜産については、今、子牛価格の高騰で非常に良いと言われていますが、最終的には高齢化が進んでまいりません。高いから今増やすことも、また単価が下がるかもしれない、非常に不安定な部分があります。畜産が維持されることによって草原が守られるということに常に思っています。できれば畜産農家の減少を防ぐための後継者の育成や規模拡大のた

めの各種補助事業の導入支援ができればと思います。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号「平成28年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

審議を経た後、討論が行われ、委員より「条例改正で反対をしていることから、関連でこれについても整合性を持つため反対します。」との反対討論がありました。このため、挙手による採決を行った結果、賛成多数により本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

委員より「公債費が2億9,000万円、市債が1億9,000万円、差額が1億円くらいとなっている、健全かなと思うが、下水道事業で資産はないのか、どういう扱いになっているのか。また、資産台帳などはあるのか。」という質疑があり、住環境課長より「阿蘇市の下水道事業は、企業会計の制度を利用してはなく、特別会計でおこなっております。資産の部分は、企業会計に移行すれば当然必要となります。総務省あたりでは企業会計への移行を薦めているところですが、阿蘇市は、今のところ移行をしていない状況です。資産台帳はありま



野焼き風景

す。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号「平成28年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」

委員より「土地改良事業について、受益者の工事費の負担は何%なのか、農家の方々の減歩はどれだけなのか。」という質疑があり、**農政課長**より「災害関連の補助事業であり、補助率は国が55%、県が30%で地元負担が15%ということで、市が10%、個人は5%になります。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

議案第50号「平成28年度阿蘇市水道事業会計予算について」

委員より「減価償却と積み立金について、単年度で減価償却が上水道事業と簡易水道合

000万円位しかない。減価償却の累計になると30億円あるの

で、設備が多く修繕もいろいろ出てくるのではと思うが、この積み立金の6,000万円というのは少ないと思うが、どのような計算で積み立金等をやっているのか、資金的な計画を立てているのか。」という質疑があり、**水道課長**、**管理係長**より「収入に対し支出が不足する額については、損益勘定留保資

金あるいは減債積立金等で補填をするところで予定しております。

建設改良積立金は、年度で平均4,000万円から5,000万円の純利益が出ており、その内訳は約500万円を建設改良積立に毎年積み立てしております。残り4,500万円から5,000万円を減債積立金に積み立てしており、減債積立は起債の償還に2年に1回程度は積み立てては取り崩して償還に充

てております。建設改良積立金は累計で6,000万円になっております。施設更新については、補助金や起債などを活用し実施しており、維持補修費の大きな更新事業などのために建設改良積立金の積み立てをおこなっております。」という答

弁がありました。**委員**より「財産区の水道加入者が上水道に変わる場合、加入金が1件当たり4万5,000円必要なのか。」という質疑があり、**水道課長**より「加入金は13mmで、1件4万8,000円ほど必要となります。例として古城財産区では、財産区が肩代わりし水道局に納めております。」という答弁がありました。

議案第56号「団体営土地改良事業の施行について」

委員より「かさ上げするにあたっての影響はないのか。」という質疑があり、**農政課長**より「水の部分は足りなくならないよう農家と十分に協議を行っており、みあつた高さにかさ上げをするということで調整をされています。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。



以上のような審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

市政を問う!

12 議員が登壇 (一般質問)

通学路の安全確保について



田中 弘子

田中 通学路の安全確保について、阿蘇中学校前で小学3年の男子児童が事故に遭ったが、危険箇所の数はいくつあるか。

日田教育課長 通学路の危険箇所の数ですが、各学校で3学期末に教職員と保護者で平成28年度の調査をしており、小・中学校全体で160箇所確認しております。

田中 事故は突然起こりますが、警察と一緒に危険箇所を見回しているとのことですが、阿蘇中前の信号機設置は決定しましたか。

教育課長 事故後に教育委員会としましても、市長・教育長連名による信号機の早期設置の要望書を提出しています。県警本部の回答としては、今年度の予算の中で何とか取り組んで行けたらと言うことで、早ければ9月頃の設置を検討しているとのことです。

田中 阿蘇中側(歩道予定)の測量は、2年前に終了していますが、県の管轄ですがどうなっていますか。

教育課長 阿蘇中から永田酒店にかけての歩道ですが、地権者の了解が得られなかった部分が、少し狭くなりますが、平成28年度にできる状況になるかと思えます。

田中 阿蘇中前、スーパームやらは、黒川千丁線の午前7時30分から8時30分の時間帯は、30数台以上の車が走っています。安全の為、車の流れを早く災害道路に繋ぎたいと考えます。

教育課長 送迎の車もあり、一番多くなる時間帯です。子ども達の安全確保の為にも関係課と相談させていただきます。

統廃合について

田中 山田小学校の現況は。

教育課長 平成27年5月の段階で、1年生3名、2年生6名、3年生2名、4年生11名、5年生8名、6年生8名で、合計38名でスタートしました。現在3・4年、5・6年生が複式となっています。



阿蘇中学校付近

2019年ラグビーワールドカップキャンプ地 誘致活動について



園田 浩文

園田 ラグビーワールドカップ日本大会は2019年9月20日から11月4日の間、会場は札幌から九州までの12会場で決定しているようだが、全容の説明を。

市原観光課長 世界20か国のナショナルチームが参加。予選40試合と決勝トーナメント8試合が決定しています。現在、大会組織委員会で概要は出ていますが、詳細については2016年今年の夏頃、キャンプ地の候補選定等について発表されます。最終的には2017年の冬頃の決定になると思われます。熊本の試合会場はKKウイングに決まっていますが、県内で何試合行われ、何処のナショナルチームが来るのかは決まっています。

園田 大会概要の中にキャンプ地誘致については、幾つかの条件もあるが、野外練習場、プール、スポー

ツジム等阿蘇市で誘致出来る所もあるのではないかと。

観光課長 阿蘇市内のスポーツ施設で、選定条件を満たす所もあります。しかし、前回大会の要綱あたりを見ますと財源的な部分も含めてハードルの高い所もあります。今後県の中にも国際スポーツ大会推進室も設けてありますので、連携をしながら大会の全容が決まり次第、早期に対応していきたいと思っています。

園田 試合の開催される熊本、福岡、大分の三県での経済効果は350億円とも言われており、財源的な裏付けが出来た場合、市長の考えは

佐藤市長 財源的な裏付けが出来ればそれに越したことはないと思います。お客様に来て頂き、満足して頂くことが前提条件。宿泊の問題にしても一般の方々より体も大きくベッド等の対応力があるかどうかも検討が必要です。もし、キャンプ地誘致が出来なくても観光の有利性を活用しながら、多くの観光客に来て頂くような仕組みと、仕掛けをしていきたいと考えています。



グリーンロードの作業管理、 小嵐山から幹線道路までの拡幅について



井手 明廣

井手 林道手野線、通称グリーンロードについて作業管理はどこが行っているか。又、委託料等々についてお尋ねしたい。

本山農政課長 昭和61年から平成5年にかけて整備され、延長は、2439mでございます。維持管理については、平成25年度までは、農地・水事業により地元の地域おこし団体の方で作業を行ってまいりましたが、平成26年度から事業の適正化により、市の予算の中で年2回の作業委託を行っており、同じく地域おこし団体の方に作業をお願いしております。委託料は、雑草木の処理45万2千円、又、落ち葉の撤去、側溝清掃等で、23万5千2百円となっております。

ます。総務課と協議をしながら、計画の中で安全確保に努めたいと考えております。

井手 小嵐山から幹線道路までの拡幅は出来ないか。

阿部建設課長 市道池田小嵐山線につきましては、幹線道路の支線として整備が出来ないか検討致しております。古墳のところが非常に見通しが悪い為、今後、視距改良や拡幅について計画したいと考えております。

井手 内牧坂梨線から265号線又農免道路でアゼリアの方に、それから57号線から小嵐山の方へ、一の宮外周コースが出来ると市民の皆さんも便利が良くなり、又、観光面も良くなると思うが。

建設課長 本市道については、県道内牧坂梨線及び幹線道路や池田赤溝線と接続する重要な路線だと思っております。現在、古墳の敷地内を車が通っている状況ですので、古墳の反対側の方に拡幅できないか、今後、池田赤溝線の進捗を見ながら、改良に向けて検討して参ります。

他に「一の宮小中学校スクールバスについて、今後のいこいの村について」質問がありました。

「ひのくにの村」及び「ひのくに会館」の今後について



大倉 幸也

大倉 経営移譲による民営化において、アグリスクエアが公募により委託を決定されたが、経緯は。

佐伯まちづくり課長 公認会計士、中小企業診断士、観光関連に精通された方々4名で構成し、プレゼン内容の点数制で決定されました。

大倉 資金不足により、ボーラー拝観等の修理が出来ないとあるが審査員の経営計画、資金調達計画の審査は十分であったか。

まちづくり課長 プレゼンテーションの決定過程とか答申内容については、中立性が不当に損なわれる恐れがあるため、回答は差し控えさせていただきます。

大倉 賃貸借契約において、連帯保証人の設定は。

まちづくり課長 今回の貸付に関しては、連帯保証人は設定していません。

大倉 構造図が無いので改修が出来ないとの申し入れがあるが、契約

の際、なぜ双方の確認がなかったのか。
吉良経済部長 このことについては非常に残念でなりません。平成14年当時の阿蘇町に譲り受けた時から紛失していたのではないかと思いません。経営移譲の際、確認すればよかったのですが、当然あるものと認識していました。その後、当時改修した業者も調べてみましたが、所在は不明だということです。

大倉 敷地内に別会社で建物を建てて営業を行う計画があるが問題はないか。

経済部長 抵当権が発生すると思います。本館に関しましては今後貸主の責任で2〜3億円の改修費の数字が出ています。白紙に戻した場合、施設が廃屋になるのも問題があると思います。国の六次産業化事業の認定も受けておられるので、前に進めていくべきと考えております。

大倉 ひのくに会館は、東日本大震災の被災者支援を目的に取得したが、5年を経過した今後の利用計画は。

高木総務課長 前所有者である公立学校共済組合との契約において「取得から5年間は取得目的以外の使用はできない」と記されていることから、5年経過後の6月25日以降、職員で構成する公有地活用庁内検討会において協議を進めます。

採石場の今後について



湯浅 正司

湯浅 採石場は、平成28年度で終掘という事だが、その後は。

古閑住環境課長 平成14年3月25日に旧阿蘇町を立会人とし、事業者と車帰区とで締結された協定書により、平成28年12月末日が終掘期限となっております。現在、事業者、車帰区、環境省、熊本県、阿蘇市で定期的に会議等を行い、終掘に向けて協議が進められている所です。終掘後については、跡地整備や修景それと緑化整備等に長期の時間を要することから、現在のところ具体的な跡地利用は計画されておりません。

湯浅 緑化対策等はどうなるのか。
住環境課長 既に、終掘に向けて、ベンチカットという段切りで、採掘と並行しながら作業をしています。直壁部分については、安全上の問題があり、早急な修景は困難であるため、引き続き、緑化の方法を検討するという事を聞いております。

佐藤市長 終掘については、平成

28年12月までという事で協定の中で結ばれております。採石場については県が一応許可権を持っており、業者の方もベンチカットをしながら、今でも緑化を進めている状態にあります。今後の費用については、事業者の方で毎年積み立ててきた資金があると思います。そのお金を活用し、県が事業を進めていくという事で、今日まで参りました。ジオパークが認定されるタイミングにおいても話がありました。採石場を閉めて教科書のサンプルとして活用し、教育面についての活用は構わないと思います。すぐに復元するという事は中々厳しいであろうという事があります。今度は阿蘇市が相当の負担金を出さなければというハードルも出てくると思いますので、その辺をよく確認をしながら、まずは緑化推進等を含めたところで、これから県の方にもしっかりとお願いをしていきたいと思っております。



採石場

いこいの村の再開を



谷崎 利 浩

谷崎 反省して頂きたい。また市民から再開の要望が出ている。市で修繕して経営できる状態にしたなら、アグリスクエアは営業できるのか。
まちづくり課長 アグリスクエアの方から賃貸借契約書第21条に伴う協議申出書が出ておりますので、協議を進めて行きたいと思えます。

阿蘇市の保育料は高いと載ったが

谷崎 県内保育料について阿蘇市が一番高いという報道があったが。

山口福祉課長 所得分布で言うところの多い層では、県内では真ん中ぐらいだと思います。9段階の最低所得層では0円で全国一律ですが、一番高い層のみが単純比較され載ったところですよ。

谷崎 一番高い層は阿蘇市では一世帯らしいが、報道のインパクトは強かった。阿蘇に定住を考える若い世帯に影響も出る。掛け率を減らすなどの対策は。

山口福祉課長 今年度から施行したばかりですので、当面見直す予定はなかったのですが、そう言う声が多ければ、上限打ち切りという形で整理するのが分かりやすいと思えます。ですが、これは個人的な意見ですので今後検討していく課題だと思っています。

阿蘇いこいの村は：



市 原 正

市原 阿蘇いこいの村について、先般の全員協議会でその民営化検討委員会は副市長であったが、仕事は当時の総務部長が「任せて欲しい。」と言ったので、任せたと話されたが間違いはないか。
宮川副市長 基本的に間違いはない。最終的に責任問題になれば、当然、委員長の私にある。

市原 このいこいの村については、さつきから話が出ている保証人の無い賃貸契約書、顧問弁護士等に相談していれば、もっと、きちんとした契約書が作成されていたと思われること等、当時の担当者が一番の責任があると思う。経済部長、当時あなたは観光課長だったが、今、副市長に確認を取った当時の総務部長、退職後は経済部審議員がこの仕事をやっていたことに間違いはないか。

吉良経済部長 当時、審議員という形で、都度報告はあったかと思

市原 大型養豚場建設等については、昨日、議員発議が出され、満場一致で発議が採択された、波野への進出は中止と決定しているが、今後、類似施設進出の可能性もある。市長の見解をお聞きしたい。

佐藤市長 今回の養豚場については、このような結果になったが、今後、違う形で出てきたら、きちんと環境や住民生活等総合的に判断し、慎重に取り組むべきである。今の時点で絶対反対だとは言えないことは承知して欲しい。

谷崎 答申では「建築後27年が経過しているので、今後は大規模な改修が必要になってくることが予想される」と書いてある。契約を入れると45年になる。予想はしていたのか。
佐伯まちづくり課長 大規模改修の必要性は認識しておりましたが、その時点で費用部分においては設定していませんでした。
谷崎 いざ、大規模改修となるとお金がない、採算があわないと言いつ出した。プレゼンでは、計画書に大規模改修の対応が積立金や資本金の形で入っていないといけないが説明は。
まちづくり課長 プレゼンの中身については不開示です。3つの事業での改修は有りました。
吉良経済部長 リスクはいつもあるわけで、ただ早急にそういう箇所がでるとはなかなか予想できませんでしたがそのまま使えるという判断のもとにやり、結果的にこうなりました。

市原 阿蘇いこいの村について、先般の全員協議会でその民営化検討委員会は副市長であったが、仕事は当時の総務部長が「任せて欲しい。」と言ったので、任せたと話されたが間違いはないか。
宮川副市長 基本的に間違いはない。最終的に責任問題になれば、当然、委員長の私にある。
市原 このいこいの村については、さつきから話が出ている保証人の無い賃貸契約書、顧問弁護士等に相談していれば、もっと、きちんとした契約書が作成されていたと思われること等、当時の担当者が一番の責任があると思う。経済部長、当時あなたは観光課長だったが、今、副市長に確認を取った当時の総務部長、退職後は経済部審議員がこの仕事をやっていたことに間違いはないか。
吉良経済部長 当時、審議員という形で、都度報告はあったかと思



養豚場反対看板

ついでに村再開について、信号機の設置について、医療センターについて



河崎 徳 雄

だが、客観的な結論が出るよう市も契約違反を提訴したかどうか。

まちづくり課長 本年2月の全員協議会、経済常任委員会を経て、営業再開の意思確認と契約書第21条による協議申入れ書に対して、先方からも代理人を立て協議申入れ書が来ており、協議中です。

河崎 新年度になり担当も変わるので、もう一度阿蘇中学校前の信号機、歩道、警戒標識の請願を行ってはどうか。

日田教育課長 警察には請願し、平成28年度中の設置見込みです。標識等は検討いたします。

阿部建設課長 歩道の整備については県が計画しており、平成28年度からの着手予定と聞いております。

河崎 経営見込みの甘さが市の繰出金・貸付金となっている。平成25年度5・5億円、平成26年度7・7億円、平成27年度5億円強で計18億円という計算でいいか。

井野医療センター事務局長 平成25年度決算では、繰入金2・7億借入金0・3億の計約3億円、平成26年度決算では、繰入金4・3億借入金3億の計約7・3億円、平成27年度見込みでは、繰入金約5億円となりま

す。一般医療においては独立採算の原則に基づき目標を定め、又、常勤医師の確保を図り経営改善に努めます。

河崎 アグリスクエアから弁護士3人を入れ申入れ書が出ているよう

募集要項で経営移譲の際に事業者が買い取る条件になっており、所有権が移動してしま

すまた営業に必要な備品を売却する

という報告を受けていますので備品の売却と営業再開とは関連性が無いと思います。

佐伯まちづくり課長 昭和59年の整備で耐震基準は、昭和56年以降の施設です。満たしています。建物は当時の雇用促進事業団が整備し、全国に65施設ありますが、阿蘇いこいの村は一番新しい整備年度になります。

河崎 いこいの村再開を求める発議が否決され残念だが、市民からは多くの再開要望が出ている。それと同時に阿蘇いこいの村は新しいとも聞く。阿蘇いこいの村の整備年数は何時で、耐震基準はどうか。

阿蘇市の地方創生、空き家対策について



五 嶋 義 行

事例もあります。阿蘇市としては空き家バンク制度を活用し、市内への移住定住者の増加、又、市内からの人口流出の減少に向けた取り組みを進めます。

五嶋 物理学者のアインシュタイン曰く、「問題を創り出した時と同じ思考では、その問題を解決できない。」今まで経験したことのない人口減少社会に向けて、これまでの価値観、文明感、方法論を変えた新たな取り組みをしないとけないと思うが、課長の考えは。

まちづくり課長 今後、詳しい内容の勉強会を実施していきたい。

五嶋 「地域内乗数効果」で地産地消を進めていけば約5倍の経済効果があると思われるが。

まちづくり課長 昨年実施した2割お買得券が地域内消費喚起に繋がったものと考えております。

五嶋 未来に繋がる阿蘇市づくり、どこよりも魅力あるまちづくりとなる為に、今日の人口減少化社会に対応する一つの方法として、阿蘇市空き家バンク制度の運用を開始したが、その内容をお尋ねしたい。

佐伯まちづくり課長 本制度は空き家の所有者、空き家を借りたい人、又、購入したい方々、双方の合意に基づいて登録し、移住定住の促進と地域の活性化をより一層図るものです。今後は、これらに関する相談窓口の拡充や空き家情報の提供に向け、宅建協会、不動産協会等の関係団体と協議を深め、制度の運営を進めて参ります。

五嶋 田園回帰、過疎先進の島根県の取り組みで「地産地消を進め、循環型社会を構築し、年に1%の人と仕事を戻してあげれば、地域は安定的に持続する」とあるが課長の見解をお聞きたい。

まちづくり課長 そういった優良



市内に在る空き家

いこいの村早期再開について



竹原 祐一

意見が、反映される訳ですね。

経済部長 当初400名近くとおっしゃいましたが、その400名のかたの意見を持って、それが全てではないと思います。

竹原 これだけの人数の方が地域の中で、「いこいの村」について再開を求める人がいる。経済部長、市民の財産という事で、「いこいの村」と捉えるが。

経済部長 市の施設で公共財産とすることで、それが全てです。

吉良経済部長 公園とかと同じ観点で公共施設と言っているのかと思うが、若干違うと思います。

竹原 所有者は、阿蘇市・建物も阿蘇市とう事は公共施設・公の施設に当たるとは思います。

経済部長 そういう意味では、公共の施設だと思います。いこいの村そのものは、条例そのものがありますので、今の発言は、訂正させていただきます。

竹原 市の財産であれば、市民の



休館中の阿蘇いこいの村

観光対策(滞在型観光推進)について



森元 秀一

森元 来訪者の利便性向上について(美観の維持・JR駅トイレの改修) 答弁を

市原観光課長 景観の維持は重要な項目なのでしっかり対応して参ります。「おもてなし」の面で、トイレ整備は非常に重要であると思っております。J R豊肥線整備促進の要望書をまとめ、近日中に提出し、関係機関と連携を取りながら、早期対応できるように取り組んで参ります。

森元 外国人受け入れ環境整備促進について、今後の市の取り組みは。(観光案内の多言語表記、WiFi環境整備)

観光課長 多言語表記は未整備の部分も多いので、インバウンド対策を踏まえ、インフラあたりも随時看板の更新に合わせ対応して参ります。また、観光パンフレット等に関しましても、利用者の声を聴きながら、改善するところは改善し、今後も取り組んで参ります。WiFi環

境箇所は、現在市内142箇所ですが、今回、国の地方創生に伴います加速化交付の内示をいただいていますので、そういった資金を活用しながら、重要な施策としてさらに取り組んでいきます。

森元 滞在型観光の推進には、広域観光周遊ルート作成が大事、今後の市の取り組みは。

観光課長 これからの課題として重要な課題と認識しております。市としても今回の交付金の活用で、昨年、議員から提案があったサイクリングツーリズムの推進として、やまなみロードを九州の自転車の聖地としてプランを考えています。今後の観光については、滞在型を進めるにあたり、今までと違った、広域観光メニューが必要となり、魅力あるパンフレットを製作して、情報を的確に発信することが非常に大切かと思っておりますので、しっかり広域の取り組みを推進して参ります。

他に「引きこもり」社会復帰支援対策、「子ども相対的貧窮対策」、「児童虐待対策について」の質問がありました。

内牧小学校スクールゾーンの危険箇所について



菅 敏 徳

菅 阿蘇中学校前の信号機設置

について、早めの設置が出来ないか。
園田教育部長 新年度体制に向けて、今後、市長をはじめ教育長、担当部局におきまして、早急な設置に向け、要望活動を進めます。

菅 県道149号線の南側歩道の設置について、商業用道路として交通量が多く、歩道が整備されると、子どもたちはスパーみやはら前の信号

菅 て安全に登校できるのでは。
阿部建設課長 市道内牧千丁線を計画していく際に、県道149号との交差点協議が必要となります。協議の中で横断歩道や歩道の設置ができないか、早いうちに県に対して要望を行って参ります。

菅 温泉病院から番出住宅を結ぶ道路と用水路について、この通学路の幅員が4m弱と狭く田植え時期の4月から用水堰を高め、水位が上昇し、小学生の低学年では背が立たない、地域の生活道路として非常に

車も多くスムーズに離合できないような状況だが改善策は。

建設課長 危険な場所や、幅員が狭い箇所の改善については、通学路の安全パトロールや、学校関係者の意見、地元区長からの要望、住民の方のご意見も参考にし、今後、検討して参りたいと思います。

菅 歩道と中央線が無い市道の速度制限設置について、市単独でスピード制限、あるいは警察との協議による制限や、看板の掲示等出来ないか。
高木総務課長 市単独で市道のスピード制限は不可能ですが、注意喚起の看板を設置することは可能です。

どのポイントに看板を設置した方がより効果的なのか地元区長さんと協議し対応を進めます。

菅 内牧交番地域安全連絡協議会の中で小学校の通学路の安全対策について、どのような議論がなされたのか。
橋本内牧支所長 阿蘇中学校前の横断歩道での事故から間もない時期であったことから、登下校時の交通事故防止策について、信号機設置やスクールゾーンの指定など通学路の安全確保に向けた論議がなされ、登下校時間帯のパトロール強化について、関係機関の意思統一を図られました。

菅 交通事故防止対策を地域全体で見守るような体制づくりをお願いします。

議会の傍聴について

本会議は、個人でも団体でも傍聴することができます。

議会での議員の質問や市長の考え方などを直接見聞きすることができますのでお気軽においで下さい。手続きは、傍聴席入り口で名前と住所などを書いていただくと結構です。

また、傍聴席には限りがありますので、団体で傍聴を希望される場合は、事前に議会事務局へご相談ください。

なお、傍聴席では、会議を妨害したり、議長の許可なく写真撮影や録音などをすることはできません。また、飲食物の持ち込みもできませんのでご了承下さい。



第2回定例会報告

平成28年第2回阿蘇市議会定例会が、6月3日から13日までの11日間開催されました。

専決処分の承認7件、報告6件、条例の制定1件・一部改正3件、平成28年度補正予算8件、同意1件、委員会発議2件、その他3件が審議され、審議の結果、議案等31件は可決等となりました。

主な条例制定

議案第74号 | 平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について

平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定める必要があり制定されました。



委員会発議

発委第1号 | 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

阿蘇市議会として、熊本地震からの復旧・復興を確実に進めていくため、内閣総理大臣、財務大臣及び防災担当大臣に対し、国による財政支援に係る特別な立法措置を講じていただく為、意見書を提出するもので、全会一致で可決しました。



発委第2号 | 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

阿蘇市議会として、熊本地震により被災した住民の方々の生活の安定と早期復興のため、内閣総理大臣、財務大臣及び防災担当大臣に対し、所要の施策を講じていただくよう、意見書を提出するもので、全会一致で可決しました。



避難所の様子

平成28年度6月補正予算（主なもの）

一般会計予算災害復旧費大枠決まる

総額86億8,669万円を可決

1号補正 4月16日専決分

歳入

国県支出金 11億2,704万円

繰入金 8億107万円

- 財政調整基金繰入金・・・7億9,000万円

市債 3億8,370万円

歳出

災害復旧費 10億1,403万円

- 河川等災害復旧費・・・5億7,689万円
(測量設計業務委託 他)

民生費 5億9,338万円

- 災害救助費・・・5億9,288万円
(避難所使用料、食糧、避難所修理、援護資金他)

衛生費 7億3,759万円

- 災害廃棄物処理費（災害廃棄物集積所関係）

2号補正 6月3日提出分

歳入

地方交付税 7億5,610万円

国県支出金 38億5,212万円

繰入金 2億円

- 財政調整基金繰入金

市債 6億4,610万円

歳出

衛生費 14億3,742万円

- 災害廃棄物処理費
(損壊家屋解体、撤去委託料他)

災害復旧費 38億5,460万円

- 農林水産業施設災害復旧費 7,505万円
- 河川等災害復旧費・・・32億2,855万円
- 公立学校施設災害復旧費 4億1,900万円
(阿蘇西小学校他)

3号補正 6月6日提出分

歳入

県支出金 7億540万円

歳出

農林水産業費 9億1,081万円

- 農業振興費（納屋・機械等復旧費補助分）

第2回定例会議案一覧

| 議案等番号 | 付議事件名 | 議決結果 |
|--------|--|------|
| 承認第2号 | 専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について | 承認 |
| 承認第3号 | 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について | 承認 |
| 承認第4号 | 専決処分した平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について | 承認 |
| 承認第5号 | 専決処分した平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について | 承認 |
| 承認第6号 | 専決処分した平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について | 承認 |
| 報告第3号 | 平成27年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 報告 |
| 報告第4号 | 平成27年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について | 報告 |
| 報告第5号 | 平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 報告 |
| 承認第7号 | 専決処分した平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について | 承認 |
| 承認第8号 | 専決処分した平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について | 承認 |
| 議案第61号 | 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第62号 | 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第63号 | 阿蘇市公園設置条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第64号 | 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第65号 | 平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第66号 | 平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第67号 | 平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第68号 | 平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第69号 | 平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について | 原案可決 |
| 議案第70号 | 平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について | 原案可決 |

| 議案等番号 | 付 議 事 件 名 | 議決結果 |
|----------|--------------------------------------|------|
| 議案第 71 号 | 字の区域の変更について | 原案可決 |
| 議案第 72 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について | 原案可決 |
| 議案第 73 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について | 原案可決 |
| 報告第 6 号 | 阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について | 報 告 |
| 報告第 7 号 | 株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について | 報 告 |
| 報告第 8 号 | 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について | 報 告 |
| 同意第 2 号 | 阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について | 同 意 |

◎追加議案等

| 議案等番号 | 付 議 事 件 名 | 議決結果 |
|----------|--|------|
| 議案第 74 号 | 平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第 75 号 | 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について | 原案可決 |
| 発委第 1 号 | 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書 | 原案可決 |
| 発委第 2 号 | 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書 | 原案可決 |

以上、議案等31件（報告6件、承認7件、条例4件、予算8件、同意1件、その他5件）

※ 上記の議案は全会一致で可決しました。



黒川河川工事の様子（内牧）

総務常任委員長報告



総務常任委員長

湯浅正司

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第64号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

財政課所管分

委員より、「財政調整基金について、今回、取り崩したあとの残高が5,500万円とのことだが、この残高は、ある程度確保できる状況にあるのか。」との

質疑があり、財政課長

より「今年度、最終的には、財政調整基金の中から、幾らかの取り崩しは必要になってくると思いますが、今後、国・県の動向による変動は想定されるものの、将来の財政運営を考慮するうえで、何とか最小限に済むよう取り組んでまいります。また、市債に関しまして、当初予算は約11億でのスタートでしたが、今回の震災を受けまして、現在約22億となっております。今後、平成30年以降に財政的なピークを迎えると思われるですが、災害復旧に伴う起債の償還額の推移にも十分注意を払い、財政運営を行っていくことが必要だと考えます。」との答弁がありました。

総務課所管分

委員より「人件費の関連で、職員の適正人員はどのようになっていくか。また、今回の災害で、臨時職員の採用をしている自治体も

あるようだが、本市においても、そのような採用を考えているのか。」との質疑があり、総務課長より、「人員につきましては、類似団体と比較しますと40名程度多い状況にあります。ただ、今回のような災害を受け、今後、大幅に職員が減ると対応できない部分もあり、災害の現状や経験も踏まえて、今後



被災した阿蘇駅



震災後、ねじれた線路

の適正人員数については、協議を重ねる必要があると考えます。また、現在の再任用の制度をうまく活用したいと考えております。」との答弁がありました。

これに対し、別の委員より、「再任用の職員は、数名しかいないため、想定外の事態が起こったときには、臨時の職員をどのように補充していくかが重要ではないか。例えば、どこから応援を求める等、その辺りの対策は考慮しておくべきだと考える。そうでないと、24年の水害や、今回の地震でもそうだが、いつ起きるか分からないのに、常時、何十人も職員を抱えるということは不可能だと思う。緊急時に補充できる体制を検討しておくべき

である。今回の震災に
関しては、九州各県か
ら支援を受け、非常に
助かっている。今後も
被害の状況にに応じて、
県内だけではなく、広
域連携での取り組みが
必要不可欠である。」
との意見があり、それ
を受け、課長より「今
回の災害では、熊本県
のほか、宮崎県や長崎
県等から、長期にわた
り、様々な分野で人的
支援をしていただきま
した。特に今後は農政
や土木関係において、
査定設計等、専門職が
必要になってくること
から、新たに、熊本県
に対し、農業土木の専
門家や技術者等の中長
期的な派遣を要請して
おります。委員が言わ
れました通り、広域連
携ということで、他県
からの人的支援も有効
に活用させていただき
ながら、他自治体での
有事の際には、本市か
ら職員を派遣し、現
場で見て、学んで、持



参議院議員選挙期日前投票の様子

ち帰る。そういった交
流も深めながら、職員
として災害に対しての
スキルアップ等も図つ
ていく必要があると考
えます。」との答弁が
ありました。
別の委員より、「選
挙費委託金の関連で、
投票所を集約するとい
うことだが、それに関
して、市民への周知は
どのように取り組むの
か。混乱がないよう計
画されているのか。」
との質疑があり、課長
より「お知らせ端末や、
広報あそ等を活用し広
く周知を行います。併
せて、当日は防災無線
でも対応します。入場
券にも、投票所が変更
になったことを明示し、
間違われることのない
ようにしていきたいと
考えております。また、

これまでの投票所につ
いても、看板を設け、
変更になった投票所を
ご案内するよう計画し
ております。」との答
弁がありました。
委員より「投票所が
22箇所から11箇所と半
分になるわけだが、こ
れによって、投票率が
かなり下がってくるの
ではないかと懸念する。
それに対する対策
は。」との質疑があり、
課長より「期日前の投
票開始時間を、一部、
1時間早め、朝7時か
ら投票できるようにと
考えております。投票
所を集約した理由とし
ましては、大雨等で避
難勧告や避難指示が発
令されたときに、避難
勧告の対象地域になる
投票所が使えなくなる
というトラブル防止が
一つ、それと、大きな
災害発生に備え、体育
館等の避難所となる施
設を確保する需要があ
ることが一つ、もう一

つは、職員の確保です。
22箇所の投票所に職員
を張りつけた場合、有
事の際に、また、避難
勧告・避難指示の際に
対応可能な動ける人員
を確保できなくなるこ
とから、投票所の集約
をさせていただきまし
た。」との答弁があり、
別の委員より「周知の
部分で、防災無線はも
ちろん、集約する地区
については、区長にも
協力を呼びかけ、区長
を通じて周知を図る等、
少しでも投票率を下げ
ないような対策を、十
分検討するべきだ。」
との意見がありました。
それを受け、課長より
「区長さん方や立会人
としてご協力いただく
地域婦人会などの組織
にもお願いし、周知を
図っていきます。選挙
防災、地震対応と、3
つ同時進行でいく形と
なりますが、全てが円
滑に進むよう努めま
す。」との答弁があり
ました。

以上のような審議を
経た結果、本案は原案
のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。
議案第74号「平成28
年熊本地震による災
害の被害者の権利利
益の保全等を図るた
めの特別措置に関す
る条例の制定につい
て」
本案は、熊本地震に
よる災害の被害者の権
利利益の保全等を図る
ため、特別措置に関す
る法律が熊本地震にも
対応されたことに伴い、
本条例が制定されたこ
とから、特に質疑・意
見はなく原案のとおり
可決すべきものと決定
いたしました。
以上が、総務常任委
員会に付託されました
案件についての報告で
す。

文教厚生常任委員長報告



文教厚生常任委員長

古澤 國義

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第61号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

委員より、「職員のみなし規定といった改正によれば、保育園で預かる園児も増えることになるのか。」との質

疑に対し、福祉課長から、「保育園によつては、保育士が不足していることで、定員を満たしていないのに園児を受け入れることができない場合があり、みなしの保育士を配置できるようにすることの課題が解消され、定められた定員数の中で、園児を預かることができるようになります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

委員より、「新たに追加された義務教育学校とは、何を指すのか。」との質疑に対し、福祉課長から、「小中一貫校で、小学校と中学校を一つの学校としたものを指します。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

教育課所管分

委員より、「給食センターの復旧はどのようになっているのか。また、今度の工事は、耐震性、免震性を考えた

工事になるのか。」との質疑に対し、教育課長から「工事関係については、地盤沈下が起き、浄化槽が被災していることから、ほかの補修が進めにくいこともあり、8月24日から2学期には間に合うと思います。目標としては、7月中には何とか再開を、できるだけ早くという思いであります。また、工事については、災害復旧であり、元に戻すというところが基本であり、原形

復旧工事を進めることになりました。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「工事請負費の、避難



被災したあびか内通路



給食センター（乾燥機ジョイント部分）

所等の現状復旧について、社会体育関係、学校関係等の内訳の説明を。また、阿蘇西小学校の工事関係はいつ完成するのか。」との質疑に対し、課長より、「学校のグラウンド関係では、一の宮小学校、阿蘇西小学校が、それぞれ2,000万円程度、自衛隊の大型トラックの四輪駆動により、20cmから30cmの轍（わだち）がある中で、の走行のため、排水機能も悪く、盤もなくなっている程度入れ替えが必要です。一の宮運動公園では、グラウンド



阿蘇西小学校に出現した断層

と段下の芝の所が駐屯地になり、テントの周りに排水用の溝を掘ったため、芝がほとんど全滅しました。また、あぴかの陸上競技場のサッカー場も駐屯地になり、自衛隊のテント

の排水のため芝がダメになっております。学校関係が、総額で5,920万円、社会体育関係が3,110万円となっております。災害救助費ということで、避難所のほうは全

額県の費用で見るとなおりますが、自衛隊が使用した駐屯地についても、100%の補助での復旧をお願いします。また、阿蘇西小学校の復旧について、今年度中に復旧をさせたいと思っておりますが、小学校の玄関からプール、体育館の後ろにかけて、地割れが走っており、地盤沈下も起きています。プールを現在の位置に復旧することは難しいということ、3月までには間に合わないのではないかと思われま

福祉課所管分

委員より「社会福祉

施設災害復旧工事の1,340万円の内訳は、どうなっているのか。」との質疑に対し、福祉課長補佐から「一の宮高齢者センターでは、貯湯タンクが倒壊しており、完全に使え



あぴか内に開設された被災ごみ仮置場

ない状況になっており、地中の送水管も一部破損していると思われる。また、一部外構の舗装も含まれます。阿蘇保健福祉センターについては、浴槽等にひび割れが生じ、建物の外にお湯が染み出しています。送水管でひび割れがあり、送水ができない状態となっており、外構では目隠しの

市民課所管分

委員より「災害廃棄

物の仮置き場について、9月末までと説明があったが現状はどうなっているのか。」との質疑に対し、市民課長から「現在も継続し

て、仮置き場での災害廃棄物の受け入れは行っており、受け入れ場所は、未来館とあぴかの駐車場の2箇所です。6月からは罹災証明、被災証明により、搬入許可証の交付を行い、許可証を持った方のみ受け入れを行っております。搬入許可証を交付するに当たり、持ち込めないごみの一覧表を配り、絶対持ち込めないことを重々説明し、きちんとした体制で6月6日から新たに受け入れを実施しているところとあります。」との

答弁がありました。

また、別の委員から「被災家屋の解体費については、先行して解体した人もおられ、業者によって金額が違うが、価格の統一はできていないのか。」との質疑に対し、地震事業対策班長から、「この事業は、環境省の補助金により、解体費用全額を賄うものであり、解体費用の

単価は、熊本県が統一単価を示し、その単価に基づき積算を行ってまいります。既に、解体が終わった方で、その単価以上に支払われている方については、その差額は、個人負担にならないと思っております。木造の解体費については、1㎡当たり7、862円で、これは解体、積み込み等の諸経費まで含まれております。これに運搬費があり、標準は4tダンプですが、2t、4t、10tの3種類があり、4tの標準で片道5kmを運ぶ場合、1、284円の運搬費が追加されます。コンクリートの基礎等の解体では、1㎡当たり1、035円で、4tダンプで、仮置き場までの費用が550円加算され、総額では、坪当たり3万から3万5千円になるかと思われ

ほけん課所管分

ほけん課長の補足説明後、審議を行いました。特に質疑、意見はなく、終了しました。以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

委員より、「地震災害で、国民健康保険税の減免措置などがあると思うが、その収入不足分はどのように考えているのか。」との質疑に対し、**国保・年金係長**より「現段階において震災に係る国民健康保険税の減免分の取扱については示されていませんが、国民健康保険、後期高齢者医療、介護施設利用料の一部負担金が減免されます。半壊以上、若し

くは主たる生計主の廃業等については、病院等への申し出により、減免を実施してまいります。これについては、国からの特別調整交付金として、一部負担金の減免分の10分の8を、国からの交付措置があり、県からは、残り2割について何らかの措置をさせていただくよう、要望をおこなっております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号「平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

委員より「内科医が1名採用される説明があったが、以前から言われている麻酔科医が

いないため、緊急時の対応ができない状態にあるのではないかと。状況の説明をしてほしい。」との質疑に対し、**医療センター事務局長**から「現在、麻酔科医は常勤ではないため、緊急時の対応ができていない場合があります。しかし、入院患者の手術については非常勤の麻酔科医に依頼して予定された手術はできております。当院で不足している診療科の医師については、今後も積極的に働き掛けを行っていきたいと思っております。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「一般会計から、災害復旧費分として、予算が計上されているが、どのような被災にあったのか。」との質疑に対し、**事務局長**から「主なものは地震と耐震をつなぐところの、エキスパンションという接合部分に、想定外の衝撃が加わ

り壊れております。また、免震装置の一部に被覆しているゴムが損傷を受けております。復旧費用は、接合部分が530万円、免震装置が270万円と、早急に対応しなければならぬ箇所合計が約1、480万円となっております。財源としては1、480万円に対し、国庫補助割合が3分2で980万円、残りの補助裏として、一般会計が一般単

独災害復旧事業という起債を借りて、490万円を病院事業会計に繰り入れていただくことを予定しております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託された案件についての報告です。



被害を受けた医療センターエキスパンション部分

経済建設常任委員長報告



経済建設常任委員長

高宮 正行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第63号「阿蘇市公園設置条例の一部改正について」

委員より「市民の方々が、当施設を使用する際に料金はどうなるのか。」という質疑があり、**まちづくり課**長から、「利用料については定めておらず無料という形ですが、長

期間使用する場合については、市への届け出をしていただき、条件等を付けるということ

で考えています。」という答弁がありました。また、委員より「多くの人々が、馴染むような名称にしてはどうか。」という意見があり、課長から、「他の条例と整合性が合うような名称で整備したものでありますが、その他ホームページ等で紹介する際は、地域の名称等を使用した言葉で紹介する等検討してまいります。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

建設課所管分

委員より、「災害復旧に関して、道路の陥没については被災前の

状況に戻すのか。」という質疑があり、**建設課**長から、「災害復旧は、原形復旧が原則ですが、道路周辺の農地、宅地等との調整もありますので、関係者と協議を行い、復旧を進めます。」という答弁がありました。

また、別の委員より、「道路災害の箇所数について、どのような数え方なのか。」との質

疑があり、**道路河川係**長から、「災害の場合、施設ごとに被災箇所間の距離が100m以内であれば1箇所です。現在165箇所です。」との答弁がありました。

住環境課所管分

委員より、「仮設住宅について、設置戸数は十分であるのか。また、被災者の利便性等を配慮した設置場所にして欲しい。」という

交渉するなどし、少しでも市民の方々のニーズに添った形で検討していただきたい。」という意見があり、**土木部長**より、「既に、仮設住宅の入居団地が決まっています。今後の選定にあっても、公平性や安全性等を考慮し、検討します。」との答弁がありました。

まちづくり課所管分

質疑があり、**住環境課**長から「対象となる方々の必要戸数は必ず確保します。設置場所については、二次被害に遭わない市有地とされているところで判断しています。」との答弁がありました。それに対し、委員から、「候補地は、基本的に市有地で、安全な地域でなければならぬ」ということは、理解しているが、たとえ、民有地であったとしても、

委員より、「集落サポートプロジェクト事業について、詳細をお聞きしたい。」との質疑があり、**まちづくり課**長から「波野地域において、道の駅、商工会、学校関係者での産学官による構成で計画し、事業内容は主に地域のコミュニティの維持・活性化策を検討するものです。」という答弁がありました。また、別の委員から、「集落サポートの移動販売に関し、お知らせ



農道に亀裂が走った様子（狩尾地区）

「端末を活用しては。」
「という質疑があり、課長から「今回の実証実験を経て、その可能性や、それ以外の有効性等も含めた上で検討してまいります。」という答弁がありました。」

農政課所管分

「今後、阿蘇山上が開通となった際は、観光PR等は怠りなく周知徹底を図っていただきたい。」との意見がありました。

委員から、「農業災害復旧費の負担金の内容について聞きたい。」との質疑があり、農政課長から、「基本、施設の場合は65%が補助、35%は地元の負担という決まりがあり、激甚災害となりましたので、割合が65%から95%ぐらいに増え、残りを地元が負担することになります。この負担分につきましては、農地水多面的機能等の財源を有効活用し、復旧に充てていただきたいと思います。」という答弁がありました。

委員より、「枯渇した泉源について、大幅な支援が出来ないのか。」という質疑があり、経済部長から、「グループ補助金等での対応も含め検討しているところです。」という答弁がありました。また、別の委員から、

「以前の豪雨災害と今度の地震災害との違いについて、説明を願います。」との質疑があり、課長から、「豪雨災害の場合は農地等の上に被った土砂の撤去が主となりましたが、今回は、農地に亀裂が入る、沈下する、土地

改良施設の送水管がダメージを受ける等、被害の規模が大きな内容でありました。」という答弁がありました。

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員より、「今後、復旧費について増える可能性はあるのか。」という質疑があり、住環境課長から、「査定の状況により、災害復旧事業の対象外とされ、減額されることを考えられます。対象外となった被災箇所については、長寿命化事業等の別事業として、取り組んでまいりたいと考えています。」との答弁がありました。また、別の委員から、「今回の災害を受けて、下水道事業計画等の大幅な見直しが必要なのではないか。」という質疑があり、課長から、「昨年、下水道事業促進審議会で承認を頂いております、全体計画区域から合併処理浄化槽整備区域への見直しを進めてまいります。」という答弁がありました。



農地断層（狩尾地区）

議案第65号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号「平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」



仮設の導水管（阿蘇西小学校前）

委員より、「復旧支援をいただいた団体は、どのような団体だったのか。」という質疑があり、水道課長から、「日本水道協会を通じた支援となりますが、今回、県内も多く被災したため、福岡支部を経由し、人員の派遣、技術的支援を要請しました。結果、阿蘇に近い大分支部と大分の管工事組合、その後、松山、岡山、新居浜の水道局から応援をいただいております。」との答弁がありました。

また、委員から「仮設管のリース期間の期限はいつまでなのか。」という質疑があり、課長から、「リース期間は1年間ですが、道路工事との調整もありますので、期間が延びる可能性があります。」という答弁がありました。

また、別の委員から、「水道水の濁りについて、状況をお聞きしたい。」との質疑があり、課長から、「濁りについては、定期的に、色度、濁度を含めた水質検査を行っており、検査結果は基準内ですが、濁りのある地域については色がなくなるまで、もう少し時間がかかるまで、と思われまます。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第75号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

農政課長より、「災害復旧に伴う経営体育成支援事業補助金については、国が50%、県が20%、市が20%の負担で考えており、今回、追加して総額10億円で対応します。」との補足説明がありました。

委員から、「これまで開催された説明会等を踏まえて、今後の見通し

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。

阿蘇市

スポット 探訪

さいとうごま

採燈護摩・火渡りの荒行



由緒

さいとうごま

採燈護摩は、西巖殿寺での修験道独特の護摩の行い方で、元々は峰入り（山々を礼拝しながら歩く行）を行い、落ちていた枝などを歩きながら拾い、それを焚いて護摩を行ったのが始まりとされる。

その火の中に信者の願い事を書いた護摩木を投げ込み、その願いが叶うよう祈る。護摩木が燃え尽きるとその炭を平らにし、塩などで清め、その上を不動明王の真言を唱え、行者、僧侶などが裸足で渡り、その後、一般の信者が続けて渡るとされている。

（この行事は、毎年4月13日に開催されます。）

阿蘇市議会活動状況

（H28年2月～7月14日）

- ◆ 2月1日 阿蘇市議会全員協議会
- ◆ 2月16日 阿蘇市議会経済建設常任委員会
- ◆ 2月18日～19日 全国市議会議長会建設運輸委員会
- ◆ 2月26日 阿蘇市議会運営委員会
- ◆ 3月4日～18日 阿蘇市議会定例会
- ◆ 3月4日 阿蘇市議会全員協議会
- ◆ 3月18日 阿蘇市議会全員協議会
- ◆ 3月24日 豊肥本線整備等要望活動
- ◆ 4月12日～13日 熊本県市議会議長会
- ◆ 4月21日 阿蘇市議会正副議長・全委員長会議（震災関連）
- ◆ 4月22日 阿蘇市議会市内被災箇所現地調査（震災関連）
- ◆ 5月9日 阿蘇市議会全員協議会（震災関連）
- ◆ 5月11日 県知事・議会議長地震災害緊急要望活動（震災関連）
- ◆ 5月21日 熊本県知事被災地視察対応（震災関連）
- ◆ 5月23日 阿蘇市町村議長会総会
- ◆ 5月27日 阿蘇市議会運営委員会
- ◆ 5月30日 熊本県市議会議長会総会
- ◆ 5月31日 全国市議会議長会総会
- ◆ 6月3日～15日 阿蘇市議会定例会
- ◆ 6月3日 阿蘇市議会全員協議会
- ◆ 7月1日 阿蘇市議会全員協議会（震災関連）
- ◆ 7月14日 国土交通省へ国道57号道路復旧要望活動（震災関連）

編集後記

本年3月第1回定例会の「からでら」は校正中に震災があり、今回は合併号として発行することになりました。

3月議会は平成27年度補正予算と28年度当初予算の審議が主として行われ、6月議会は震災関連補正予算が主で、一般質問は執行部の震災対応を支援するため中止としました。

これから復旧・復興は長丁場となりますが、議員一同、確実に、しっかりと対応して参りたいと思います。



広報委員
岩下 礼治

【議会広報特別委員会】

委員長 湯浅 正司
副委員長 園田 浩文
委員 市原 浩正
谷崎 利浩
岩下 礼治
竹原 祐一
立石 昭夫